

戊

0180

八月十二日 土曜日

茅四万七千七百

市川より六日延遠知長友

次家系集ある所迄は七日

所阿るより十七日分二名同知

に系集あるより

壬申より正院

記名宛

正院

陸軍省

号外

及陸軍省西口陸軍元帥月給
之俸一月何程渡之俸定則之引致
系知置及此俸及此俸也

壬申八月三日

史官

陸軍省

号外

富眉山

陸軍大尉倉知實

右に用々榮明なり第十字礼扱

若利出に々次達一の爲に也

八月十三日

式部寮

陸軍省

八月十四日

少

佐佐木

佐佐木大尉倉知實

陸軍省

陸軍省

右

宣下取成方系はるち海軍省

百4号 式部 定京

陸軍省

号

海軍省に書きた

海軍省に書きた

陸軍省に書きた

作日其系此方水海也

武部家

陸軍省

号外

別紙之通川系及以達也

壬申八月十日

史官

傳古所

後者完

陸軍省